

国立国会図書館

米英独仏の決算制度

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 863 (2015. 3. 31.)

はじめに	3 議会の決算審査等
I アメリカ	IV フランス
1 決算の作成と議会への提出	1 決算制度
2 会計検査院の勧告	2 議会の決算審査等
II イギリス	おわりに
1 決算等の議会への提出	
2 議会の決算審査等	
III ドイツ	
1 決算制度	
2 連邦会計検査院の所見	

- 本稿では、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの決算制度を概観し、我が国にとって参考になりうる点について整理を行う。
- 米英の制度では、年度決算の議会審査は一部分（イギリスの超過支出）を除き必須ではなく、会計検査院の個々の報告を議会で随時活用し審査を行う。年度決算の審査が必須である独仏においても、ドイツ連邦議会決算委員会やフランス下院財政委員会では、審査日程に年度決算以外の審査が組み込まれている（フランス下院では財政委員会に置かれる評価統制団による審査）。
- 各国とも会計検査院の議会に対する支援が制度化されており、特にイギリス下院やドイツ連邦議会の決算審査は会計検査院と密接に連携して行われる。

国立国会図書館
調査及び立法考査局財政金融課
まつうら しげる
(松浦 茂)

第 8 6 3 号

はじめに

日本国憲法第 90 条第 1 項は、「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。」と規定する。国会の決算審議は、執行された予算が所期の目的を果たしているか等を審議し、予算へ反映させる役割を担うものとされる¹。平成 27 年度予算案には、国会の決算審議や会計検査院の検査報告に基づき、国庫補助金等により造成された基金の見直し（2639 億円の国庫返納、基金事業予算の 4037 億円減）をはじめとする反映がなされている²。政府部門に巨額な債務を抱える我が国では、予算の経済性・効率性、さらには有効性³を確保するという観点からも、決算制度は今後、一層重要になるものと考えられる。

以上のような、決算の予算への反映は、諸外国ではどのような形で行われているのだろうか。本稿では、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの国（米独は連邦）の決算制度を概観し、我が国にとって参考になりうる点について整理を行う。

I アメリカ

1 決算の作成と議会への提出

合衆国憲法第 1 条第 9 節第 7 項では、「いかなる金銭も、法律により定められた歳出予算によるものでなければ、国庫から支出してはならない。全ての公金の収入支出に関する定期的な決算報告（Statement and Account）は、その都度公表しなければならない。」と規定している。

連邦政府の決算報告として、会計年度（10 月 1 日から翌年 9 月 30 日）終了後、財務省は、次の 2 種類の報告書を大統領及び議会に提出している。①連邦予算執行の結果（収入支出や現金関連の資産・負債残高など）を示す「合衆国政府収支残高総合報告書」（Combined Statement of Receipts, Outlays, and Balances of the United States Government）を 12 月頃に、②連邦機関向けに調整された企業会計原則に基づく連邦政府全体の「合衆国政府財務報告」（Financial Report of the United States Government: FR）を 12～2 月頃までに提出する（表 1）。①は会計検査院（Government Accountability Office: GAO）の監査を経るものではない。②は各省庁等の「政府機関財務報告」（Agency Financial Report: AFR）（表 1）を連結して作成されるものであり、GAO の監査報告書を付して議会に提出される⁴。FR の主要部分である貸借対照表などの財務書類に関して、初回の監査済み報告（1997 年度版）以降、GAO は監査報告書において、財務報告に係る内部統制の欠陥など「重大な欠陥」⁵を理由に、監査

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 27 年 3 月 16 日である。

¹ 第 186 回国会参議院決算委員会会議録第 2 号 平成 26 年 3 月 31 日 p.2.

² 財務省主計局「予算編成における PDCA サイクルの取組み（平成 27 年度政府案）」2015.2, pp.1-4. <http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/seifuan27/10.pdf>

³ 経済性は、「事業が最小の費用で行われているか」を、効率性は「事業が同じ費用で得られる最大限の成果をあげているか」を、有効性は「事業が所期の目的を果たしているか」を、それぞれ問う観点である。

⁴ 合衆国法典（United States Code）第 31 編第 331 条(e)（31 U.S.C. 331(e)）。

⁵ 重大な欠陥として、連邦政府の固定資産、施設、設備等の財務報告に不備がある点（国防省でこれら資産について信頼に足る情報提供を行うための適切なシステムや十分な記録を維持していないことなど）や、連邦機関相互間の取引に関して、取引当事者からの報告にかなりの差異がみられる点などが指摘されている。U.S. Government Accountability Office, “U.S. Government’s Fiscal Years 2013 and 2012 Consolidated Financial Statements,”

意見を表明していない（意見不表明）⁶。GAO は「連邦政府の財務管理には、改善すべきことが多く残されており、そうした改善は急を要する」との指摘を行っている。なお、①及び②のいずれの報告も、議会の承認を要するものではない。

表 1 連邦機関、連邦政府全体の財務報告

名称	根拠法	提出者	監査人	提出先	提出期限
政府機関財務報告 (AFR)	1990 年首席財務官法 (Chief Financial Officers Act of 1990)、1994 年政府管理改革法 (Government Management Reform Act of 1994) など	各省庁等の長官	各省庁等の監察総監又は外部監査人等	議会、GAO、OMB、財務省	年度終了 (9 月 30 日) 後、11 月 15 日
合衆国政府財務報告 (FR)	1994 年政府管理改革法	財務長官 (OMB 局長と協力)	GAO 院長	大統領、議会	年度終了後、12～2 月頃

(注) GAO は会計検査院、OMB は行政管理予算局 (Office of Management and Budget) である。なお、FR の提出期限 (OMB が通知により決定) は近年、年によって異なる。

(出典) Garrett Hatch, “Federal Financial Reporting: An Overview,” CRS Report for Congress, R42975, October 22, 2013, pp.8-9. <<http://fas.org/spp/crs/misc/R42975.pdf>> 等を基に筆者作成。

2 会計検査院の勧告

会計検査院 (GAO) は立法府に属する独立機関であり、財務監査⁷のほかに幅広い業務を行う。とりわけ GAO は、公金の経済的・効率的な使用に関する議会の判断を支援するために各省庁等の支出を分析することに加えて、自らの裁量や議会からの要請により、現行法の下で政府が実施する事業・活動の結果を評価する⁸。

GAO の業務の多くは、議会 (委員会や小委員会など) からの個別の要請によるものである⁹。2014 年度に、GAO は新たに 1,619 件の勧告を行うとともに、693 本の報告書を刊行し、GAO の幹部は議会両院の 70 の異なる委員会・小委員会における計 129 回の公聴会で証言を行った。GAO の勧告が実施に移されたことによる財務便益 (費用の節約等) は、2013 年度は 515 億ドル、2014 年度は 544 億ドルに上ったとされる。例えば、新型戦闘機 F35 の調達において、国防省は GAO の勧告を受け入れ、開発・試験・製造の同時並行というリスクを軽減するため、調達計画を変更した。2013～2014 年度の F35 の調達を計 103 機減らし、後年度に延期したことで、87 億ドルの予算を節約する効果があったとされる¹⁰。¹¹

GAO-14-319R, February 27, 2014, pp.236-237. <<http://www.gao.gov/assets/670/661234.pdf>>

⁶ *ibid.*, pp.1, 220. なお、監査意見には、(1) 無限定適正意見、(2) 限定付適正意見、(3) 不適正意見、(4) 意見不表明がある。会計記録が不十分である等の理由から、意見の表明に至らないときに「意見不表明」となる。

⁷ 各省庁等の財務監査は、基本的に各省庁等の監察総監や外部監査人が行う (31 U.S.C. 3521(e))。GAO は、連邦政府全体の財務報告 (FR) の監査を行うほか、各省庁等の監察総監等による財務監査のレビューや、GAO 自らの裁量又は議会の委員会の要請により、相手機関との協議の上、特定の機関の財務監査を行うこともある (31 U.S.C. 3521(g))。

⁸ 31 U.S.C. 712, 31 U.S.C. 717.

⁹ 2013 年度において、GAO の業務のうち、35%が立法措置 (法律)、議会の決議、委員会報告書に基づき GAO に委任された業務であり、61%が議会からの要請に基づく業務であった。U.S. Government Accountability Office, “Testimony before the Subcommittee on Legislative Branch, Committee on Appropriations, U.S. Senate: Fiscal Year 2015 Budget Request U.S. Government Accountability Office,” GAO-14-429T, March 11 2014, p.7. <<http://www.gao.gov/assets/670/661547.pdf>>

¹⁰ U.S. Government Accountability Office, “Performance and Accountability Report Fiscal Year 2013,” GAO-14-2SP, December 16, 2013, p.28. <<http://www.gao.gov/assets/660/659739.pdf>>

¹¹ U.S. Government Accountability Office, “Performance and Accountability Report Fiscal Year 2014,” GAO-15-1SP, November 17, 2014, pp.2, 4, 16, 24. <<http://gao.gov/assets/670/666926.pdf>>

また、GAO の勧告が立法措置に反映されたものとして、「2013 年超党派予算法」(Bipartisan Budget Act of 2013) により、民間企業年金の年金給付を保証する「年金給付保証公社」(Pension Benefit Guaranty Corporation: PBGC) の保証料率を、よりリスクを反映した構造に改めた例がある。これにより、2002 年度以降赤字であった PBGC において、10 年間で 79 億ドルの収支改善効果が見込まれている。¹²

こうした例にみられるように、GAO の活動は、しばしば立法措置や、費用節約に向けた行政の改善に結びついていると評されている¹³。議会において GAO の報告書は、特定の委員会だけで用いられるのではなく、様々な委員会の立法、予算審査、行政監視の過程で用いられている。

なお、GAO の勧告を受けた省庁等の長は、勧告に対する措置について、①上院の国家安全・政府問題委員会と下院の監視・政府改革委員会に対して勧告後 60 日以内に、②両院の歳出委員会(歳出予算を所管する委員会)に対して勧告後 60 日経過後の最初の予算要求において、それぞれ報告を行う。GAO の勧告の 8 割程度は、実行に移されている。¹⁴

II イギリス

1 決算等の議会への提出

(1) 年度決算の下院への提出

会計年度(4月1日から翌年3月31日)終了後、各省庁は決算を11月30日までに会計検査院(National Audit Office: NAO)に提出する。NAOは、各省庁が提出した決算を監査し、監査報告書を付した上で決算を1月15日までに財務省に提出する。財務省は、NAOから受け取った各省庁の決算と監査報告書を1月31日までに順次(政府全体の取りまとめを行わずに)、議会下院に提出する¹⁵。以上は法定の日程¹⁶であるが、財務省は、下院への決算提出が7月の夏季休会前となるよう大幅な日程の前倒しを各省庁に要請している¹⁷。

各省庁の決算は、「真実かつ公正な概観」を示し、かつ、官庁会計向けに調整された企業会計原則に沿うように作成される¹⁸。

(2) 会計検査院のVFM報告書

会計検査院(NAO)は、政府から独立した機関である。NAO 院長は下院の役員(officer)とされ、NAO の予算や検査戦略などについて、下院決算委員長ら9名の下院議員からなる「公会計コミッション」(Public Accounts Commission)の監督に服する¹⁹。

¹² *ibid.*, p.2; House Budget Committee, “The Bipartisan Budget Act of 2013: Section by Section,” pp.14-15. <http://budget.house.gov/uploadedfiles/bba_section-by-section_analysis_.pdf>

¹³ Walter J. Oleszek, *Congressional Procedures and the Policy Process*, 9th ed., Thousand Oaks, California: SAGE/CQ Press, 2014, p.401.

¹⁴ 31 U.S.C. 720(b); U.S. Government Accountability Office, *op.cit.*(11), p.24.

¹⁵ これとは別に、省庁、地方政府、政府関係機関など政府部門の約 3,800 機関の財務書類を統合した政府全体の財務書類(Whole of Government Accounts)が、NAO の監査を経た上で、財務省により下院に提出されている(2009-10 年度分)。「2000 年政府資源会計法」(Government Resources and Accounts Act 2000)第 9 条～第 11 条。

¹⁶ 2000 年政府資源会計法第 5 条(5)及び第 6 条(3)～(4)。

¹⁷ HM Treasury, “Dear Accounting Officer: Accounts Directions 2013-14,” 20 December 2013. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/268438/DAO_GEN_3-13_Accounts_Directions_2013-14_20_December_2013_3_.pdf>

¹⁸ 2000 年政府資源会計法第 5 条(3)(a)～(b)。

NAO は、年度決算の監査報告書とは別に、様々な分野に関して、年間 60 本程度の「VFM 報告書」を作成している。VFM 報告書は、その扱うテーマに関して、「金銭に見合う価値」(Value for money: VFM) の観点から評価を行い、改善に向けた勧告を行う。NAO 院長は、省庁等の事業執行に係る資源使用に関して、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査 (VFM 検査) を行うことが認められており²⁰、その下院への報告が VFM 報告書である。NAO 院長は、VFM 検査の実施の決定やその方法など任務の遂行につき裁量を有するが、VFM 検査の実施の決定に当たっては、下院決算委員会の提案に配慮しなければならない²¹。

2 議会の決算審査等

(1) 下院決算委員会での審査

決算審査は、下院で行われる。決算審査を所管する委員会は、決算委員会 (Committee of Public Accounts) である。14 名の委員で構成される決算委員会は、特別委員会 (select committees) の 1 つであり、影響力のある委員会であると言われている²²。決算委員長は、最大野党の議員が就任する²³。決算委員会の審査では、大臣ではなく事務次官等が答弁者となり、政治性が排される。すなわち、「どのような政策をすべきか」ではなく、政策を所与として、その政策の実施に当たっての経済性、効率性、有効性が問われる。そうしたこともあり、他の特別委員会に比べ、決算委員会は党派性が極めて薄いとされる²⁴。

決算委員会の審査は、その多くが NAO の報告に関するものである。審査のテーマは、主に①NAO の VFM 報告書、又は②各省庁の年度決算から選ばれる。決算委員会は、多くは①の VFM 報告書から審査のテーマを選ぶ。②については、不適切な経理など問題が指摘された省庁の決算に重点を置いて審査を行う²⁵。

決算委員会では、多くの場合、NAO の VFM 報告書刊行後 1 か月程度で、公聴会が実施される。公聴会は、1 テーマ当たり 2 時間程度²⁶で、主に会計官 (Accounting Officer. 各省庁の事務次官など) に対する質疑が行われる (NAO 院長、財務省会計担当官 (Treasury Officer of Accounts) が陪席)。公聴会の実施後に、決算委員会は、非公開の会合で委員会報告書の

¹⁹ 「2011 年予算責任・国家会計検査法」(Budget Responsibility and National Audit Act 2011. 以下「2011 年法」) 第 12 条(2)、第 23 条(5)及び附則 3 第 1 項(3)、「1983 年国家会計検査法」(National Audit Act 1983) 第 2 条。

²⁰ 1983 年国家会計検査法第 6 条(1)。

²¹ 2011 年法第 17 条、1983 年国家会計検査法第 7A 条。

²² 特別委員会は、省庁所管業務や経済問題など各種分野について審査し、報告を行う委員会である。省庁別の特別委員会のほかに、決算委員会のように省庁横断的な委員会も置かれている (“Select Committees.” <<http://www.parliament.uk/about/how/committees/select/>>)。また、決算委員会と NAO の影響力については、次の資料などを参照。Patrick Dunleavy et al., “The National Audit Office, the Public Accounts Committee and the Risk Landscape in UK Public Policy,” LSE Research Online, October 2009, p.5. <http://eprints.lse.ac.uk/25785/1/The_National_Audit_Office_the_Public_%28LSERO_version%29.pdf>

²³ House of Commons, *Standing Orders of the House of Commons: Public Business 2013*, 19 December 2013, 122B(8)(f). <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmstords/900/900.pdf>>

²⁴ Richard Bacon, “The UK Experience: Aspects of Parliamentary Scrutiny and the Evolving Role of the Public Accounts Committee,” International Symposium on the Changing Role of Parliaments in the Budget Process, 23-25 September 2010, Afyonkarahisar, Turkey, pp.14-15. <http://www.richardbacon.org.uk/Aspects_of_Parliamentary_Scrutiny_and_the_Evolving_Role_of_the_Public_Accounts_Committee.doc>

²⁵ 各省庁の決算で、予算の上限を超えた「超過支出」が生じた場合は、必ず下院決算委員会での審査 (超過支出があった複数省庁分の一括審査) が行われ、その上で議会の承認 (Excess Vote) を要する。

²⁶ 野澤大介・日比規雄「英国、フランス及びドイツにおける決算審査等の実情—海外派遣報告—」『立法と調査』No.335, 2012.12, p.47. <http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2012pdf/20121203045.pdf>

案（委員長提案）を承認し、公聴会の2～3か月後には、決算委員会報告書を刊行する（年間50～60本程度）。これにより、決算委員会は省庁への勧告を行う。

決算委員会報告書の勧告に対する省庁の対応は、勧告の2～3か月後に「財務省覚書（Treasury Minutes）」としてまとめられ、議会に提出される。省庁側からは、勧告に対する同意・不同意の旨と、同意する場合に実施する措置とその期限などが示される。NAOは、決算委員会の勧告に対する政府の対応状況をフォローアップする。2013-14年度において、政府は決算委員会の勧告の86%を受け入れた²⁷。

決算委員会が近年取り上げた大きなテーマの例としては、ロンドン・オリンピック・パラリンピックや、多国籍企業の課税回避などがある。前者については、準備段階の2007年から実施後の2012年にかけて複数回の公聴会が開かれ、決算委員会報告書が刊行されている。後者については、2012年11月の公聴会で多国籍企業の幹部に対する質疑が行われ、それ以降ほぼ毎年、課税回避に関連するテーマの決算委員会報告書が刊行されている。

（2）下院本会議での審議

下院では、2009年までは、年1回ないし2回、決算委員会報告書とこれに対応する財務省覚書を討論するため本会議が開かれていた。例えば、2009年10月22日の本会議の討論では、約20本の決算委員会報告書とこれに対応する3本の財務省覚書を「留意する（take note）」²⁸旨の動議（決算委員長提出）が承認されている²⁹。

2010年以降、本会議での審議は、定例的には行われなくなった。その代わりに、決算委員長が、非政府議事委員会（Backbench Business Committee）³⁰に対して、本会議の審議日程を確保する旨、申請を行うことが可能となった。こうした決算委員長の申請を経て、2010年12月16日に下院本会議の審議が行われた。同本会議では、次の内容の動議が決算委員長から提出され、承認された。すなわち、下院が政府に対して次の点を求めるものである。①決算委員会報告書の勧告のうち、政府省庁が受け入れた勧告を実施すること、②受け入れた勧告を1年以内に実施しない場合、関係大臣は下院に対して通知（statement）を行うこと³¹。それ以降、本会議では決算審議が行われていない。³²

III ドイツ

1 決算制度

連邦財務大臣は、連邦議会及び連邦参議院に対して、連邦政府の責任解除のために、全ての収入・支出と財産・負債に関する決算を、翌会計年度中に提出する（「ドイツ連邦共和

²⁷ National Audit Office, “Annual Report and Accounts 2013-14,” 9 June 2014, p.29. <<http://www.nao.org.uk/wp-content/uploads/2014/06/NAO-annual-report-2013-141.pdf>>

²⁸ 野澤・日比 前掲注(26)

²⁹ House of Commons, “Official Report: Parliamentary Debates (Hansard),” 497(129), 22 October 2009, col.1098-1138. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200809/cmhansrd/chan129.pdf>>

³⁰ 政府又は影の政府の役職に就いていない議員が主に発議する案件（Backbench Business）の議事日程を取り扱う委員会。奥村牧人「英国下院の議事日程改革—バックベンチ議事委員会の設置を中心に—」『レファレンス』731号, 2011.12, p.104. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3196935_po_073106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

³¹ House of Commons, “Official Report: Parliamentary Debates (Hansard),” 520(92), 16 December 2010, col.1149. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201011/cmhansrd/chan92.pdf>>

³² イギリス下院決算委員会事務局の教示による。

国基本法」(以下「基本法」)第114条第1項)。「責任解除」とは、議会の承認により予算執行・経済運営の責任を解除することである。会計年度(暦年)終了後、6月頃に連邦財務省は、連邦議会及び連邦参議院の各院に対する動議として、前年度決算³³を提出するとともに、各院が連邦会計検査院(Bundesrechnungshof: BRH)の所見(後述)を受領した後に、連邦政府の責任解除に関する決定を行うことを求める³⁴。これを受けて、各院は相互に独立して責任解除に関する決定を行う。

その構成員が裁判官的独立性³⁵を有するBRHは、決算の検査に加えて、予算執行・経済運営の経済性と秩序正しさの検査を行う(基本法第114条第2項第1文)。BRHは、連邦政府のほか、連邦議会と連邦参議院に対して直接、毎年の報告を行う(同項第2文)。この毎年の報告として、12月頃と4月頃に、BRHは、「連邦の予算執行及び経済運営に関する所見」(以下「所見」)を連邦議会、連邦参議院及び連邦政府に提出している。

2 連邦会計検査院の所見

連邦会計検査院(BRH)は、立法、行政、司法の三権のいずれにも属さない独立機関である。BRHは、法律で定めるところにより、連邦議会、連邦参議院及び連邦政府の決定を支援することを任務とする³⁶。BRHの所見は、年間900件程度の検査のうち、特に重要な検査結果を議会に報告するものであり、議会において、連邦政府の責任解除の審査に用いられるものである。所見に収録される内容は、議会の決算審査を受ける予算執行年度に係るものに限定されない³⁷。12月頃に議会等に提出される所見(以下「年次報告」)が主たる報告であり、4月頃に提出される所見(以下「春季報告」)は追加的な報告である。³⁸

所見のうち、年次報告の分量は300ページほどで、4部構成をとる。第1部は、BRHによる連邦の決算の確認や、中期財政計画(5か年)期間中の連邦財政の傾向に関する確認などが示される。第2部では、1つの省庁にとどまらない、分野横断的な検査の結果が報告される。第3部では、各省庁に対する検査結果が報告される。第4部は2014年版の年次報告から追加された記述で、他国の検査当局と共同で行った検査結果が概説されている。

年次報告は、第1部以降、連番を付される項目(全80項目程度)に区分される。このうち、第2部以降の項目は、次のA、B、Cのカテゴリのいずれかに区分され、その旨表示される。カテゴリAの項目では、各省庁の主要な支出・収入分野等の概況や動向などが示される。カテゴリBの項目は、BRHと検査を受ける省庁(受検庁)との間で合意に至らなかった検査結果が示されるものであり、連邦議会の決算審査・議決の対象とされるものである(例年20~40項目程度)。カテゴリCの項目としては、議会の議決が必要ない検査結果(受検庁がBRHの勧告に従った事案)や、助言活動(後述)などが掲げられる。

³³ 2009年度以降、決算書は、収入及び支出に係る「予算計算書」(Haushaltsrechnung)と、財産及び負債に係る「財産計算書」(Vermögensrechnung)が、別々に作成されている。

³⁴ 動議は、①予算計算書の提出と連邦政府の責任解除、②財産計算書の提出と連邦政府の責任解除、のそれぞれについて提出される。

³⁵ 「裁判官的独立性」は、基本法第97条で定める裁判官の独立と同等の独立性である。また、BRHの構成員は、課長以上の幹部職員を指す(「連邦会計検査院法」(Gesetz über den Bundesrechnungshof)第3条第1項)。

³⁶ 連邦会計検査院法第1条。

³⁷ 「連邦予算法」(Bundeshaushaltsordnung)第97条第3項。

³⁸ Bundesrechnungshof, “Der Bundesrechnungshof und die Prüfungsämter des Bundes,” Januar 2009, pp.6, 12. <https://www.bundesrechnungshof.de/de/veroeffentlichungen/broschueren/dateien/broschuere-ueber-den-bundesrechnungshof-und-die-pruefungsaeemter-des-bundes>

所見の作成には、草案段階における受検庁からの意見徴取などの手続により、一定期間を要する。年次報告の掲載に間に合わなかった、特に重要な検査結果をタイムリーに決算審査に反映させるため、BRH は、年次報告の提出（12月頃）の翌年4月頃に、春季報告（Weitere Prüfungsergebnisse. 追加報告）を連邦議会、連邦参議院及び連邦政府に提出している。春季報告の掲載事項（約10項目）は、全て連邦議会の決算委員会の審査対象となる。

以上のほか、BRH は「助言」と「特別重要事項の報告」を行う。助言は、連邦予算法第88条第2項に基づき、検査の経験を基礎としてBRH が議会や連邦政府に対して行うものである。この助言活動では、例えば予算編成の支援など、政策的な決定がなされる前に、予防的に助言を行うことも認められる。2013年度には、連邦議会の予算委員会や決算委員会などに対して、17件の助言活動の報告がなされている。特別重要事項の報告は、特に重要な検査結果については、いつでも連邦議会、連邦参議院及び連邦政府に対して報告を行うことができる制度である（連邦予算法第99条）。³⁹

3 議会の決算審査等

（1）連邦議会

連邦議会では、責任解除の動議及びBRHの所見は、予算委員会に付託され、さらに予算委員会から、その小委員会である決算委員会（Rechnungsprüfungsausschuss）に付託される。BRHの所見に関しては、関連の他の委員会にも共同審査が付託される。

連邦議会の予算委員会（定員41名）は、予算案の審査を行う委員会であるが、その委員のうち17名が決算委員会の委員となる。慣行により、予算委員長には最大野党の議員が就任し⁴⁰、決算委員長には与党議員が就任する⁴¹。

決算委員会では、予算執行等に係る連邦政府の責任解除の動議と、BRHの所見について、審査を行う。すなわち、BRHの所見が12月頃に提出された後、翌年6月頃までの約半年間で、決算委員会では数回の会議が開かれ、主にBRHの所見を審査する⁴²（表2）。決算委員会は、「議決勧告と報告」の決定を、予算委員会に対して提案する。BRHの所見について共同審査の付託を受けた関連の委員会では、6月頃の各委員会の審査で、所見について了知する（zur Kenntnis nehmen）旨の態度表明を行う。以上を受けて、6～7月頃に予算委員会は、責任解除の動議とBRHの所見に関する「議決勧告と報告」を決定する。

³⁹ Bundesrechnungshof, “Bemerkungen 2014 zur Haushalts- und Wirtschaftsführung des Bundes,” Dezember 2014, p.344. <<https://www.bundesrechnungshof.de/de/veroeffentlichungen/bemerkungen-jahresberichte/jahresberichte/2014/inhalt/2014-bemerkungen-gesamtbericht-pdf>> なお、2014年版の所見には、2013年度における特別重要事項の報告件数は記載されていない（2013年版の所見によると2012年度の連邦議会に対する同報告件数は5件）。

⁴⁰ Deutscher Bundestag, “Haushaltsausschuss.” <<http://www.bundestag.de/haushalt>>

⁴¹ Landesgruppen Niedersachsen/Bremen SPD-Bundestagsfraktion, “Bernhard Brinkmann zum stellvertretenden Vorsitzenden des Rechnungsprüfungsausschusses des Deutschen Bundestages gewählt,” 5 Dezember 2009. <<http://www.spd-landesgruppe-niedersachsen.de/content/112938.php>>

⁴² 決算委員会の審査は非公開である。各委員は、それぞれ分野別の報告者（Berichterstatter）として、所管省庁等への質疑を主導する。所管省庁からは、通例、政務次官（Parlamentarische Staatssekretäre）が決算委員会に出席する（委員会には連邦財務省及びBRHの代表者も出席）。決算委員会は、1つのテーマを3～4年にわたり（場合によっては次の選挙を経た後も）追うことがあり、党派間の協力関係が重視されている。委員会では、95%の意見が党派間で一致するとされるが、責任解除に関する決定は、全会一致ではなく、野党の反対があることが近年通例である。Deutscher Bundestag, “Finanzkontrolle als Mittel zu mehr Ausgabendisziplin,” 2013. <http://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2013/45876542_kw35_rechnungspruefung_ua/213108>; “Der gnadenlose Ausschuss,” *Stuttgarter Zeitung*, 8 August 2014.

予算委員会の「議決勧告と報告」は、まず、「議決勧告」として、次の①及び②の議決を、連邦議会に勧告する。①連邦財務省の動議及び BRH の所見に基づく当該年度に係る連邦政府の責任解除、②連邦政府に対する次の事項の要求、すなわち、(a)予算案の編成と執行において、BRH の所見に対する予算委員会の確認に従うこと、(b)予算委員会の決定を考慮して、経済性の向上のための措置を講じ、これを継続すること、(c)報告義務を期限どおりに果たし、その結果が予算審議において適時に活用されるようにすること。

次に、「議決勧告と報告」の「報告」として、委員会の審査経過が概説された後に、上記②(a)で言及された「BRH の所見に対する予算委員会の確認」が示される。すなわち、BRH の所見中、年次報告第 1 部の全項目及び第 2 部・第 3 部でカテゴリ B（前述）とされた項目、さらには春季報告の全ての指摘項目に関して、項目ごとに、委員会が BRH の所見に同意の上了知する（あるいは単に了知する⁴³⁾）旨が示された上で、連邦政府や省庁に対する改善勧告が行われる。その際、委員会は期限付きの報告を政府側に求めることが多く、事案によっては、政府側を非難する（missbilligen）⁴⁴⁾こともある。

連邦議会の本会議では、例年 6～7 月ないし 9 月頃に、予算委員会の勧告どおり、責任解除等の議決を行う。本会議では責任解除等の議決のみが行われ、関連の討論は行われない。

なお、責任解除は、予算執行・経済運営の経済性と秩序正しさに関する政治的な確認であり、直接の法的効果をもたらすものではない。議会が責任解除を拒否したとしても、それは政治的な批判であり、直接の法的効果は生じない。⁴⁵⁾

BRH の所見の省庁における実施状況については、BRH がフォローアップを行う⁴⁶⁾。関連して、決算委員会では、何年かにわ

表 2 2012 年度決算審査等の主な経過

年月日	主な経過
2012.12.31	会計年度終了
2013.6.5, 6.6	連邦財務省は 2012 年度決算を連邦議会と連邦参議院に提出し、連邦政府の責任解除を求める動議を提出
2013.12.9	連邦会計検査院 (BRH) は所見 (年次報告) を連邦議会と連邦参議院に提出
2014.2.14～6.27	連邦議会予算委員会の小委員会の決算委員会が 5 回開催され、連邦政府の責任解除と BRH の所見について審査
2014.4.29	BRH は所見 (春季報告) を連邦議会と連邦参議院に提出
2014.5.28	連邦参議院財政委員会の連邦政府の責任解除に関する審査
2014.6.4, 6.24	BRH の所見につき並行して審査を付託された連邦議会の関連の各委員会が開催され、BRH の所見を了知
2014.6.13	連邦参議院本会議は財政委員会の勧告に基づき連邦政府の責任解除を議決
2014.7.2	連邦議会予算委員会は「議決勧告と報告」を決定
2014.9.11	連邦議会本会議は予算委員会の勧告に基づき連邦政府の責任解除等を議決

(出典) 連邦議会及び連邦参議院ホームページを基に筆者作成。

⁴³⁾ 例年、予算委員会は、BRH の所見の大部分に同意しており、単に了知するとした項目は少ない。

⁴⁴⁾ 例えば、2008 年度の連邦政府の責任解除等を連邦議会に勧告した予算委員会報告書 (2010 年 7 月) において、同委員会は、連邦交通・建設・都市開発省が、2008 年 4 月の同委員会における約束にもかかわらず、騒音低減対策の企画に係る、鉄道施設会社に対する適正な根拠を欠いた追加支出の清算のために必要な指針の改定と、当該支出の清算を行っていないことを非難している。Deutscher Bundestag, “Beschlussempfehlung und Bericht des Haushaltsausschusses,” Drucksache 17/2492, 2010.7.7, p.26. <<http://dipbt.bundestag.de/doc/btd/17/024/1702492.pdf>>

⁴⁵⁾ Ingo von Münch, *Grundgesetz Kommentar*, Band 2, 6., neubearbeitete Auflage, München: C.H.Beck, 2012, p.1302. なお、連邦参議院が、1972 年度決算と 1973 年度決算について、部分的に責任解除を拒否した事例がある (片山信子「アメリカ・イギリス・ドイツの会計検査院と決算審議」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』434 号, 2004.1.15, p.12. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998437_po_0434.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>).

⁴⁶⁾ かつては、BRH の所見提出後の約 2 年後に、BRH は、その勧告の議会での審査結果や行政府の改善状況等をまとめた報告書を発表していた (片山 同上)。この報告書 (Ergebnisbericht) は、近年は発表されていない。

たり継続的に審査を行っている事案がある。責任解除の審査を行わない（BRHの新しい所見がまだ審査対象とならない）秋から冬頃の決算委員会では、主として、過去のBRHの所見への対応状況が、議事次第に掲げられている⁴⁷。連邦議会の決算委員会は、年10回程度の会議のうち、概ね半分をBRHの過去の所見に関する審査に充てている。

（2）連邦参議院

連邦参議院では、財政委員会が決算審査を行う。連邦参議院の議員は、連邦を構成する16州の各州政府の構成員（州首相や州の大臣など）が就任する。連邦参議院の常任委員会として、財政委員会は16名の委員（各州からの代表1名ずつ）で構成され、予算や税制を所管する⁴⁸。連邦参議院の財政委員会の決算審査（非公開）では、連邦政府への勧告等を掲載した委員会報告書は刊行されず、連邦議会に比べて責任解除の手続は簡素である。財政委員会は責任解除について連邦参議院に勧告を行い、6月頃（連邦議会よりも先に）、連邦参議院は本会議において連邦政府の責任解除を議決する。

IV フランス

1 決算制度

（1）決算案の提出

フランスの決算は、「決算法」（loi de règlement du budget et d'approbation des comptes）という法律により、国の収入支出や財政収支などを確定することにより完結する。決算法は、当初予算を定める「年次予算法」や補正予算を定める「補正予算法」とともに、「予算法」の一種である。会計年度（暦年）終了後、次年度の6月1日までに、政府は添付書類とともに決算案を議会に提出しなければならず、議会各院は、決算案の採決を経なければ、当該議院において、次年度の年次予算案（次年度予算案）の審議を行うことができない（「予算法に関する2001年8月1日組織法律」（Loi organique n° 2001-692 du 1 août 2001 relative aux lois de finances. 以下「予算組織法」）第41条及び第46条）。

（2）決算法の内容、決算案添付書類、会計検査院

2013年度決算法は、全9条からなる。第1条の前に置かれた「冒頭の条」（Article liminaire）では、中央政府、地方政府、社会保障基金を統合した一般政府ベースの財政収支（GDP比）が示される。これは、一般政府ベースの構造的財政収支（景気変動の影響を除いた収支）について、その赤字の縮減に向けた「財政計画法」（loi de programmation des finances publiques. 2年に1度策定）の中期目標⁴⁹に沿っているか、独立の評議会⁵⁰が決算ベースで検証を行う

⁴⁷ 例えば、2014年12月5日の決算委員会の議事次第では、BRHが2011年の春季報告で、鉄道施設会社のインフラ施設改修の援助に当たり連邦政府から過大な給付がなされる可能性を指摘したことに関連して、新たな資金給付協定に関する関連省庁及びBRHからの報告が掲げられている。Deutscher Bundestag Haushaltsausschuss Rechnungsprüfungsausschuss, “Mitteilung (10. Sitzung),” 21 November 2014, p.2. <<http://www.bundestag.de/blob/341788/b5c297cfb7da571399f71eb834daedd5/to18wp10-data.pdf>>

⁴⁸ Bundesrat, “The committees.” <http://www.bundesrat.de/static/Web/EN/organisation-en/ausschuesse-en/ausschuesse-en-node__nnn-true.html>; Bundesrat, “Finance Committee.” <http://www.bundesrat.de/static/Web/EN/organisation-en/ausschuesse-en/fz-en/fz-en-node__nnn-true.html>

⁴⁹ EU25 各国が2012年3月2日に署名した「財政協定」（Treaty on Stability, Coordination and Governance in the Economic and Monetary Union）により、構造的財政赤字の上限を、深刻な景気後退などの場合を除き原則GDP

ためのものである。次いで、第1条は予算に対応する収入支出の実績、第2条は国庫の資金繰り、第3条は国の特殊性を考慮に入れた企業会計原則（以下「公会計原則」）に基づく費用収益と貸借対照表、第4条は一般予算の予算科目ごとの債務負担額と支出額、第5条は附属予算の予算科目ごとの債務負担額と収入支出額、第6条は特別勘定の予算科目ごとの債務負担額と収入支出額等が、それぞれ示される（附属予算と特別勘定は特別会計に相当）。第7条と第8条は、特別勘定の廃止に伴う債権債務額を確定している。

決算法案には、主に次の書類が添付される。すなわち、成果指標の達成状況等を記述した「年次成果報告書」や公会計原則に基づく財務書類である「国の財務書類」（以上、予算組織法第54条4°及び7°関係）に加えて、会計検査院の報告書⁵¹として、予算執行全般を分析した「国の予算執行結果に関する報告書」や国の財務書類の監査報告書である「国の会計に関する証明」（以上、予算組織法第58条4°及び5°関係）などが添付される。

なお、会計検査院（Cour des comptes）は、憲法第47-2条により、政府に対する統制に関して議会を援助することや、予算執行に対する統制に関して議会と政府を援助することなどが、その任務とされる。会計検査院は、国等の出納官の会計について、国庫の損失に関する裁判を行う「財務司法機関」（juridictions financières）という司法機関であり、立法権、行政権から独立している。また、その構成員は司法官として身分が保障されている⁵²。

2 議会の決算審査等

（1）決算法案の審査等

フランスでは、2001年制定の予算組織法により、各院では前年度決算法案の最初の議決を行うまで、次年度予算案の審議を行うことができなくなった。こうして、次年度の予算審議に前年度の決算審議を先行させるとともに、豊富な添付書類を決算法案に付して充実した決算審議を行い、次年度予算にこれを反映させることが期待された。しかし、現状では決算法案の各院における本会議の審議時間は3時間程度と短く（2009年度年次予算法案の本会議の審議時間は各院とも100時間以上）、期待どおりの制度とはなっていない。⁵³

決算法案を所管する委員会は、財政委員会（Commission des finances）⁵⁴である。財政委

比0.5%とする「均衡予算ルール」を、協定参加各国の憲法又は国内法で規定することとされた（Sebastian Dullien, “Reinventing Europe: Explaining the Fiscal Compact,” European Council on Foreign Relations, 1 May 2012. <http://www.ecfr.eu/article/commentary_reinventing_europe_explaining_the_fiscal_compact>）。財政協定のフランス国内法化（「財政計画及び財政ガバナンスに関する2012年12月17日組織法律第2012-1403号」（Loi organique n° 2012-1403 du 17 décembre 2012 relative à la programmation et à la gouvernance des finances publiques）の制定）に伴い、2年に1度制定される財政計画法により、一般政府ベースの構造的財政赤字がGDP比0.5%以下となる中期目標と、その道筋が定められる。

⁵⁰ 会計検査院長がその議長を務める「財政高等評議会」（Haut Conseil des finances publiques）。

⁵¹ 会計検査院の検査所見のうち特に重要な事案を掲載する「年次報告」（rapport public annuel）は、2月頃に刊行され、マスメディアを通じて広く周知されるものであるが、決算法案と直接の関係はない。

⁵² 「財務司法法典」（Code des juridictions financières）第L111-1条、第L112-1条及び第L120-1条。

⁵³ Cour des comptes, “La mise en oeuvre de la loi organique relative aux lois de finances (LOLF),” Novembre 2011, pp.141-144. <https://www.comptes.fr/content/download/1727/17242/version/1/file/Rapport_public_thematique_mise_en_oeuvre_LOLF.pdf> なお、決算法案においては、憲法第47条の定める予算法案の審議日程の制約（70日以内に議会が態度を表明しない場合は行政命令により予算法案の規定が有効になる等）は、適用されないと解されている。François Luchaire et al., *La constitution de la République française: Analyses et commentaires*, 3e éd., Paris: Economica, 2009, pp.1152-1153.

⁵⁴ 下院の財政委員会の正式名称は、「財政・一般経済・予算統制委員会」（Commission des finances, de l'économie générale et du contrôle budgétaire）である。

員会は決算法案のほか、予算案（年次予算案及び補正予算案）を所管する委員会でもあり、下院 73 名、上院 49 名の定員を有する。近年、下院では議院規則により、財政委員会の委員長は、野党議員から選出することとされている⁵⁵。

政府は、会計年度（暦年）終了後、決算法案を 6 月 1 日までに議会に提出する（表 3）。同法案は、下院で先議され、委員会審査、本会議審議・採決を経て上院に送付され、上院でも委員会審査（一部下院の委員会審査と並行）、本会議審議・採決が行われる。両院の議決が一致しない場合⁵⁶は、両院協議会が行われ、それでも両院の意見が一致しない場合は、下院の議決が優先される（憲法第 45 条）。

（2）両院の財政委員会の統制・評価活動

イギリス下院決算委員会と同国会計検査院 (NAO) の活動に影響を受けて、1999 年以降、下院財政委員会に、与野党の議員からなる「評価統制団」(Mission d'évaluation et de contrôle: MEC. 評価及び統制の任務) が置かれている。MEC の責務は公金の支出の統制であり、その構成員は財政委員会に属する議員のうちから各会派が指名する 16 名である。とりわけ、財政委員長及び総括報告者⁵⁷は、必ず MEC の構成員となる。MEC の活動は、予算組織法第 57 条等で規定する、両院の財政委員会の「統制及び評価の任務」(mission de contrôle et d'évaluation)⁵⁸の一環として、会計検査院と密接に連携して行われる。MEC で扱うテーマ

表 3 2013 年度決算審査等の主な経過

年月日	主な経過
2013.12.31	会計年度終了
2014.5.28	政府は 2013 年度決算法案を議会に提出
2014.5.28, 6.3	下院財政委員会における会計検査院長、予算担当閣外大臣等への質疑
2014.6.3, 6.4, 6.10	上院財政委員会における予算担当閣外大臣等 5 大臣への質疑
2014.7.9	下院本会議で一般討論、逐条審議の上、決算法案を原案のまま可決
2014.7.15	上院本会議で一般討論、逐条審議の上、決算法案を否決
2014.7.17	両院協議会（意見不一致）
2014.7.21	下院本会議で決算法案を再可決
2014.7.22	上院本会議で決算法案を再度否決
2014.7.23	下院本会議で決算法案が可決成立

(出典) 上下両院のホームページを基に筆者作成。

⁵⁵ Philippe Blachère, *Le Parlement en France*, Paris: L.G.D.J., 2012, p.110; 「下院規則」(Règlement de l'Assemblée nationale) 第 39 条第 3 項。<http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/reglement.asp#P659_52798> なお、上院規則には、財政委員長に関する下院と同様の規定はないが、近年は慣行により院内の多数会派ではない政党から上院の財政委員長が選ばれている。2014 年 10 月には、同年 9 月の上院の選挙で、右派が全議席の過半数を占める結果となったことを受けて、社会党（下院では多数会派で政権与党）から財政委員長が選出された。“Au Sénat, la droite cherche à conserver la commission des finances,” *Le Figaro*, 2014.9.29. <<http://www.lefigaro.fr/politique/le-scan/citations/2014/09/29/25002-20140929ARTFIG00317-au-senat-la-droite-cherche-a-conserver-la-commission-des-finances.php?print=true>>; “Gérard Larcher laisse la commission des finances du Sénat à la gauche,” *Le Figaro*, 2014.10.7. <<http://www.lefigaro.fr/politique/le-scan/couillises/2014/10/07/25006-20141007ARTFIG00126-gerard-larcher-laisse-la-commission-des-finances-du-senat-a-la-gauche.php>> 等を参照。

⁵⁶ 2013 年度決算法案は、上院本会議で国民運動連合 (UMP) などの反対により否決された（最終的には下院の議決が優越し決算法成立）。Sénat, “Scrutin n° 223 - séance du 15 juillet 2014.” <<http://www.senat.fr/scrutin-public/2013/scr2013-223.html>> 決算法案の否決は、国の収入支出等の経理が確定しないという効果をもたらすものと考えられる。決算法案が議会両院で否決された事例はないが、1974 年度決算法の法案審議で政府法案が修正され、約 978 万フランの予算超過支出が承認されなかった事例がある（国立国会図書館調査及び立法考査局財政金融調査室・課「米・英・独・仏の決算審議と会計検査院」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』306 号, 1997.7.28, p.18.）。この未承認額は、1975 年度決算法により国庫の不足額 (découverts du Trésor) に追加することとされた (Loi n°77-1397 du 21 décembre 1977 portant règlement définitif du budget de 1975. 第 18 条)。

⁵⁷ 総括報告者 (rapporteur général) は、与党 (院内多数会派) の議員から選ばれ、委員会報告書の作成において中心的な役割を果たす。Blachère, *op.cit.*(55)

⁵⁸ 予算組織法第 57 条では、下院及び上院の財政委員会は、予算法の執行を追跡しその統制を行うとともに、財政に関するあらゆる問題について評価を行うと規定されている。これを受けて同法では、財政委員会の「統制及び評価の任務」に必要な財務・行政情報が一定期間内に提供されない場合の措置 (第 59 条) や、同任務

の選定に先立ち、会計検査院への照会がなされるとともに、MEC の会議には会計検査院の構成員が陪席する。財政委員会の要請による会計検査院の報告書（憲法第 47-2 条、予算組織法第 58 条 2°）は、しばしば MEC の活動の出発点となる。1 つのテーマについて 2～3 人の MEC 構成員が「報告者」となり、報告者を中心に当該テーマに関する審査（省庁の局長等に対する公開の聴聞等）を重ね、報告書（rapport d'information）を刊行する。審査は、主に 10～12 月（予算審議の時期）以外の月に、月 1～4 回程度開催され、年間 3～4 点の報告書を刊行する。⁵⁹

上院の財政委員会には、MEC のような統制・評価のための組織は置かれていない。しかし、上院財政委員会は、委員長と総括報告者以外の全ての委員が、「特別報告者」として、個別分野の統制・評価を行う。すなわち、各分野（30 程度ある一般予算の予算科目「ミッション」ごとの分野）の特定のテーマに関して、1～2 名程度の特別報告者が担当となり、会計検査院への支援・検査要請、所管省庁への質問票送付、関係者からの聴聞など様々な方法を用いて、統制・評価に必要な情報を収集する。その成果の多くは、財政委員会への報告を経て報告書として公表される。2013 年は 21 点の報告書が刊行されている。⁶⁰

おわりに

米英独仏の制度運営において、日本の決算制度にとって参考になりうる点としては、(a) 年度決算以外の審査の在り方、(b) 会計検査院との連携協力の在り方などが挙げられる。

(a) に関しては、米英の制度では年度決算の議会審査は一部分（イギリスの超過支出）を除き必須ではなく、会計検査院の個々の報告を議会で随時活用し審査を行う。年度決算の審査が必須である独仏においても、ドイツ連邦議会決算委員会やフランス下院財政委員会では、審査日程に年度決算以外の審査が組み込まれている（フランス下院では財政委員会に置かれる評価統制団による審査）。(b) に関しては、各国とも会計検査院の議会に対する支援が制度化されており、特にイギリス下院やドイツ連邦議会の決算審査は会計検査院と密接に連携して行われる。

日本では、(a) に関して、衆議院決算行政監視委員会や参議院行政監視委員会による行政監視がなされており、また、衆議院決算行政監視委員会では「行政監視に関する小委員会」により、予算の無駄など「行政を全般的に監視する」取組もなされている。(b) に関しては、国会からの検査要請制度や国会等への随時報告制度の導入などにより、国会と会計検査院の距離は近づいているとも言われている⁶¹。以上のような取組・制度を今後、どのように活かしていくかが注目される。

の所見が政府に通知されたときの政府の書面での回答義務（2 か月以内。第 60 条）が規定されている。

⁵⁹ Assemblée nationale, “Fiche de synthèse n°50: L'évaluation des politiques publiques.” <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-contrôle-et-l-information-des-deputés/l-évaluation-des-politiques-publiques>> 等を参照。

⁶⁰ Sénat, “Programme des contrôles budgétaires de la commission des finances pour 2014.” <http://www.senat.fr/commission/fin/contrôle/prog_2014.html>; Sénat, “Rapport d'information (N°366, session ordinaire de 2007-2008) fait au nom de la commission des Finances, du contrôle budgétaire et des comptes économiques de la Nation sur le contrôle budgétaire.” pp.9-30. <<http://www.senat.fr/rap/r07-366/r07-3661.pdf>> 等を参照。

⁶¹ 有川博「会計検査院法の変遷と課題」日本財政法学会編『会計検査院』（財政法叢書 27）全国会計職員協会，2011，p.21.